

令和8年6月5日

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市公平委員会  
委員長 大野 秀司

一宮市公平委規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則  
管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年一宮市公平委規則第1号)の一部を次のように  
改正する。

現行	改正後
(管理職員等の範囲) 第2条 本市に勤務する職員のうち、管理職員 等は、次に掲げる者とする。 (1)～(4)の2 略  (5)～(11) 略	(管理職員等の範囲) 第2条 略  (1)～(4)の2 略 (4)の3 <u>一宮市都市拠点整備室設置規則(令 和8年一宮市規則第6号)第1条の規定によ り設置された都市拠点整備室の室長、課 長、専任課長</u> (5)～(11) 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。